

令和7年度

図書館の概要



MIRAINI

酒田市立図書館

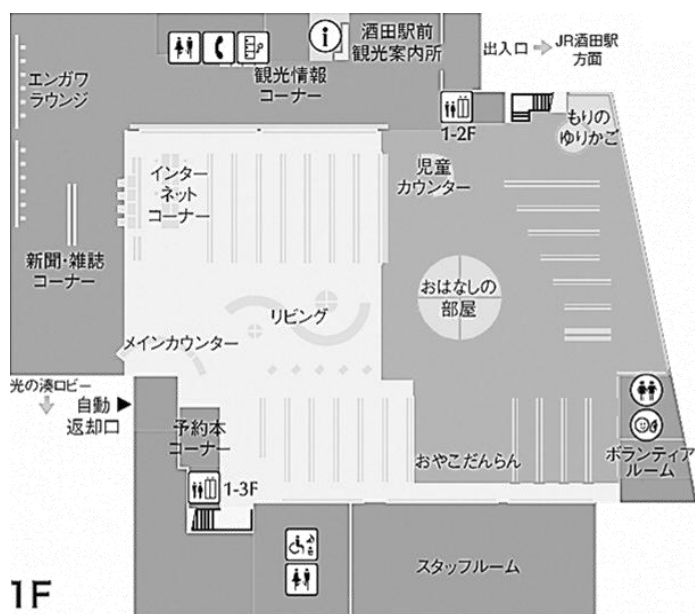
目 次

	表紙	
	目次	2
1	施設概要	3
2	組織・業務内容	5
3	酒田市立図書館の沿革	8
4	令和7年度事業実施計画概要	11
5	令和7年度収支予算書	15
6	所蔵資料	16
7	利用状況	20
8	令和6年度 事業実施状況	23
9	参考資料	
	・ 令和6年度 ミライニ各施設利用状況	34
	・ 関係例規	35

1. 施設概要

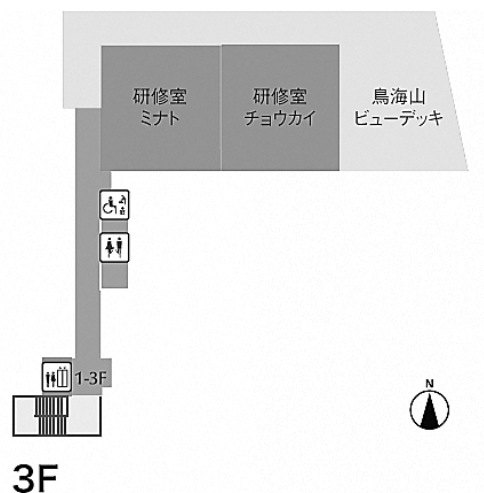
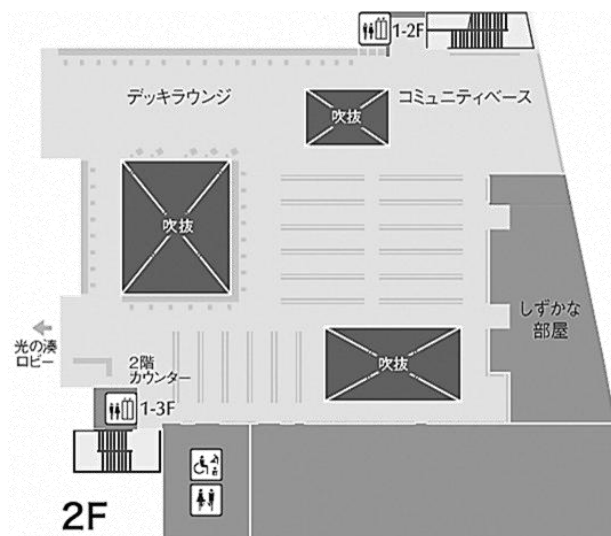
(1) 中央図書館

所在地	山形県酒田市幸町一丁目10番1号（酒田駅前交流拠点施設ミライニ内）		
電話番号	0234-24-2996	FAX番号	0234-43-6313
ホームページアドレス	https://miraini-sakata.jp/sakata-lib		
メールアドレス	info@miraini-sakata.jp		
利用時間	月～土曜日：午前9時～午後9時 日曜・祝日：午前9時～午後7時		
休館日	毎月第2・第4水曜日、年末年始（12/29～1/3）、図書整理期間		



専有延床面積	3,476.08㎡
書架棚総延長	8.1km
図書収容能力	30万冊
建物の構造	鉄骨造
建物の使用階	1～3階

酒田駅前観光案内所	トイレ
エレベーター	多目的トイレ
有料コインロッカー	子どもトイレ
公衆電話	ベビールーム



(2) 八幡分館

所在地	山形県酒田市観音寺字寺の下41番地（八幡タウンセンター内）
電話番号	0234-64-3971
利用時間	月～土曜日：午前9時30分～午後6時30分 日曜・祝日：午前9時30分～午後5時
休館日	毎月第3日曜日、年末年始（12/29～1/3）、図書整理期間

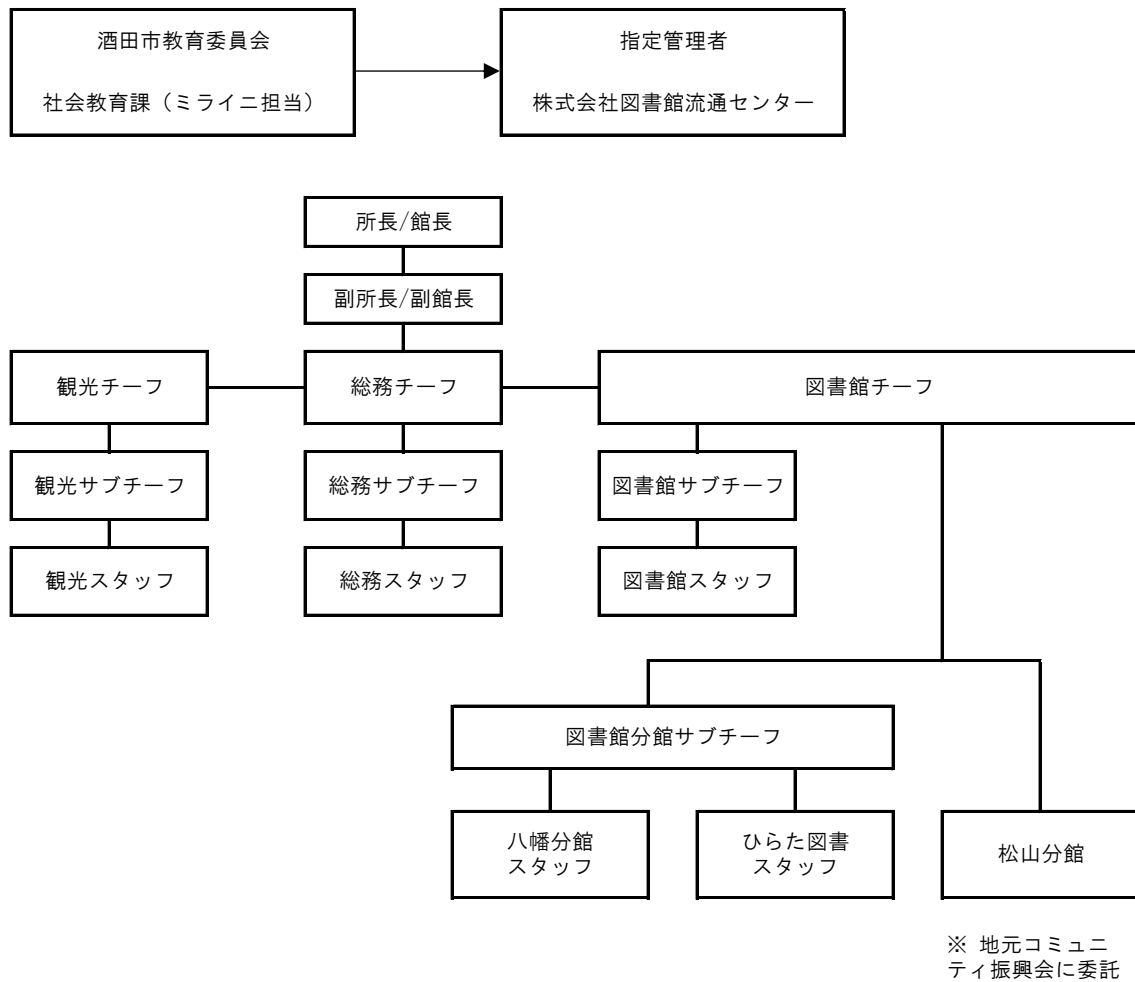
(3) 松山分館

所在地	山形県酒田市字山田20番地の1（松嶺コミュニティセンター内）
電話番号	0234-61-4365
利用時間	午前9時30分～午後5時
休館日	毎月第3日曜日、年末年始（12/29～1/3）、図書整理期間

(4) ひらた図書センター

所在地	山形県酒田市飛鳥字契約場35番地（ひらたタウンセンター内）
電話番号	0234-52-3930
利用時間	月～土曜日：午前9時30分～午後6時30分 日曜・祝日：午前9時30分～午後5時
休館日	毎月第3月曜日（祝日の場合は、翌火曜日）

2. 組織・業務内容



2025年3月31日現在

役職・職種	担当業務	能力・資格	雇用形態	雇用者数	備考
所長	全体統括者	甲種防火管理者	フルタイム	1	週5日／1日7.5時間勤務 ※館長兼任
副所長	所長の補佐 （所長不在時の統括者）		フルタイム	1	週5日／1日7.5時間勤務 ※副館長・図書館チーフ兼任
館長	図書館統括者	中央図書館 の司書 有資格者 比率 50%以上	フルタイム	1 （兼任）	週5日／1日7.5時間勤務 ※所長と兼任
副館長	所長の補佐 （所長不在時の統括者）		フルタイム	1 （兼任）	週5日／1日7.5時間勤務 ※副所長・図書館チーフ兼任
図書館チーフ	実務業務の監督責任者 （主に図書館）		フルタイム	1 （兼任）	週5日／1日7.5時間勤務 ※副所長・副館長兼任
図書館サブチーフ	図書館チーフの補佐 図書館業務の監督責任者		フルタイム	4	週5日／1日7.5時間勤務 ※1名分館サブチーフ兼任
図書館スタッフ	図書館カウンター、レファレンス、館外連携、資料管理、イベント企画運営 等		フルタイム	19	週5日／1日7.5時間勤務
			シェアタイム	2	①週4日／1日7.5時間勤務 ②週5日／1日6時間勤務
図書館分館サブチーフ	図書館チーフの補佐 分館の監督責任者	各分館 司書 有資格者 1名以上	フルタイム	2 （1名兼任）	週5日／1日7.5時間勤務 （1名中央館と兼任）
八幡分館シェアタイムスタッフ	図書館カウンター、レファレンス、館外連携、資料管理、イベント企画運営 等		シェアタイム	3	週5日／1日6時間勤務
ひらた図書センターシェアタイムスタッフ	図書館カウンター、レファレンス、館外連携、資料管理、イベント企画運営 等		シェアタイム	4	週3～5日／1日6時間勤務
観光チーフ	実務業務の監督責任者 （主に観光）		フルタイム	1	週5日／1日7.5時間勤務
観光サブチーフ	観光窓口業務、自転車貸出、観光レファレンス業務、イベント企画運営 等		フルタイム	1	週5日／1日7.5時間勤務
観光スタッフ	観光窓口業務、自転車貸出、観光レファレンス業務、イベント企画運営 等		フルタイム	1	週5日／1日7.5時間勤務
			シェアタイム	2	週5日／ 1日4.5～7.5時間勤務
総務チーフ	実務業務の監督責任者 （主に総務）		フルタイム	1	週5日／1日7.5時間勤務
総務サブチーフ	総務、経理、施設貸出業務、駐車場管理、施設管理 等		フルタイム	1	週5日／1日7.5時間勤務
総務スタッフ	総務、経理、施設貸出業務、駐車場管理、施設管理 等		フルタイム	3	週5日／1日7.5時間勤務

※ 雇用者数について、主な業務以外に兼任を表記

図書館の業務内容（抜粋）

ア．中央図書館の運営

- ① 資料管理業務
 - 1) 図書の分類
 - 2) 資料の選定及び寄贈の受け入れ
 - 3) 資料の発注及び装備
 - 4) 資料の除籍及び廃棄並びにリサイクル
 - 5) 資料の管理保全
- ② 窓口サービス業務
 - 1) 基本的な窓口サービス
 - 2) リクエスト・相互貸借
 - 3) レファレンスサービス
 - 4) 複写サービス
- ③ 子ども読書活動推進業務
- ④ 学校連携
- ⑤ 企画展示及び課題解決支援
- ⑥ 高齢者及び障がい者へのサービス
- ⑦ 郷土資料コーナーの充実
- ⑧ ボランティアの活動支援
- ⑨ 雑誌スポンサー制度等の実施
- ⑩ 館内サービス
 - 1) インターネット閲覧等サービスの提供
 - 2) 貸部屋等の運営
- ⑪ 情報システム（図書システム及び館内ネットワークシステム）の運用管理
- ⑫ 資料配送業務
- ⑬ 貸出文庫の実施
- ⑭ 視察、実習等の受入・対応業務
- ⑮ 利用者アンケートの実施
- ⑯ 広報
- ⑰ 自主事業の実施
- ⑱ その他
 - 1) 統計業務
 - 2) 館内掲示物管理

イ．分館等の運営

- ① 基本事項
 - ・分館等の業務は、「各施設の業務内容」「ア．中央図書館の運営」の範囲に準じて行います。
（中央図書館固有の業務については除く）
- ② 八幡分館の運営
- ③ 松山分館の運営
- ④ ひらた図書センターの運営

3. 酒田市立図書館の沿革

明治	34年	10月	「酒田書籍購読会」が酒田尋常高等小学校（琢成小学校の前身）内に発足
明治	37年	4月	酒田書籍購読会を「酒田文庫」と改称
明治	42年	12月	酒田文庫を「私立酒田図書館」と改称（22日）
大正	12年	6月	本間家八代目当主本間光弥氏より文庫建築費、維持基金、歴代の集書提供の申入れがあり、「光丘文庫（ひかりがおかぶんこ）」の設立が決定（1日）
大正	14年	3月	私立酒田図書館が全蔵書を光丘文庫に寄贈して解散（28日）
大正	14年	9月	森山式鉄筋コンクリートブロック社殿造り二階建の本館及び三階建書庫が竣工（30日）
大正	14年	10月	東宮殿下（昭和天皇）行啓に伴い、光丘文庫を訪れる（14日）
大正	14年	12月	光丘文庫開館式（12日）
昭和	25年	4月	財団法人光丘文庫の建物及び蔵書の一部を借り「酒田市立図書館」を設置（1日）
昭和	33年	3月	財団法人光丘文庫は建物及び蔵書等を酒田市に寄付、事業を酒田市に引き継ぎ解散（25日）
昭和	33年	4月	酒田市立図書館を「酒田市立光丘図書館」と改称（1日）
昭和	50年	7月	子ども読書室として光丘図書館分室を琢成小学校旧校舎内に開設（21日）
昭和	57年	1月	同地へ建設中の酒田市総合文化センター内への図書館移転作業のため休館（4日～4月30日）
昭和	57年	4月	酒田市総合文化センター内に「酒田市立中央図書館」を設置、市立光丘図書館を「酒田市立光丘文庫（こうきゅうぶんこ）」に改称（1日）
昭和	58年	6月	郵政省より中央図書館を盲人用発受施設に指定（9日）
昭和	58年	9月	中央図書館貸出文庫を地区公民館と市街地コミュニティ防災センターに開設（1日）
昭和	59年	3月	視力障害者へのサービスとして録音図書の貸出しを開始（1日）
平成	3年	4月	図書館電算システム（日立図書館情報処理プログラムLOOKS-P1）導入（1日）
平成	4年	4月	パソコン通信メロンネットによる中央図書館所蔵一般図書・児童図書・郷土文献等の図書案内情報の提供を開始（1日）
平成	4年	10月	中央図書館に県立図書館市町村オンライン端末機器を設置（1日）
平成	4年	10月	市制施行60周年記念行事として「江戸文化フォーラム」を開催（1日）
平成	4年	10月	第12回山形県図書館研究大会を酒田市総合文化センターで開催（29・30日）
平成	10年	9月	中央図書館移動書架（第2書庫）を設置（16日）
平成	13年	10月	中央図書館コンピュータシステムを富士通iLiswing21/NXに変更（1日）

平成	14年	11月	中央図書館に資料検索システム（OPAC）導入（1日）
平成	16年	7月	インターネットでの図書資料予約システムが稼動（21日）
平成	17年	11月	新『酒田市』発足に伴い、図書館設置条例及び同条例施行規則が施行、館外貸出上限冊数を5冊から10冊に変更（1日）
平成	18年	4月	酒田市総合文化センター内に児童図書室を開設（22日）
平成	18年	5月	図書館八幡分館・松山分館（平日のみ）を開設（1日）
平成	19年	10月	第27回山形県図書館研究大会を酒田市総合文化センターで開催（12日）
平成	19年	12月	中央図書館とひらた図書センター等との統合コンピュータシステムをL00KS21に変更、BDS（図書検知システム）を導入（1日。11/12～11/30臨時休館）
平成	20年	4月	松山分館の土曜日開館開始
平成	22年	1月	八幡分館が八幡タウンセンター内に移転（4日）
平成	22年	4月	松山分館の日曜日・祝日開館開始（1日）
平成	23年	2月	酒田市子ども読書活動推進計画を策定（第1次）
平成	25年	12月	図書館業務コンピュータシステムをiLiswing21（富士通）に更新（1日）
平成	27年	3月	雑誌スポンサーの募集を開始
平成	28年	3月	第2次酒田市子ども読書活動推進計画を策定
平成	28年	4月	東北公益文科大学図書館と「図書館資料の相互利用等に関する覚書」締結（1日）
平成	28年	4月	読書手帳の配布を開始
平成	29年	3月	酒田コミュニケーションポート（仮称）整備基本計画を策定
平成	29年	10月	第37回山形県図書館研究大会を酒田市総合文化センターで開催（13日）
平成	30年	4月	国立国会図書館の図書館向けデジタル資料送信サービスの提供を開始（1日）
平成	31年	4月	ひらた図書センターを図書館法に基づく図書館とする（1日）
令和	1年	11月	鶴岡市郷土資料館と「酒田市立図書館・鶴岡市郷土資料館所蔵郷土刊行新聞データの相互利用に関する覚書」を締結（20日）
令和	2年	2月	図書館業務システムをLiCS-Re2（NEC）に更新（1日）
令和	2年	4月	企画部都市デザイン課よりミライニ開設準備室が教育委員会図書館に移管（1日）
令和	2年	11月	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構と「図書資料の入院患者向け貸出サービスに関する覚書」を締結（27日）
令和	2年	11月	酒田駅前交流拠点施設ミライニ先行オープン（28日）

令和	3年	3月	第3次酒田市子ども読書活動推進計画を策定
令和	3年	12月	酒田市総合文化センター内の中央図書館・児童図書室が移転作業のため休館 (29日～令和4年5月4日)
令和	4年	5月	酒田駅前交流拠点施設ミライニ内に「酒田市立中央図書館」を設置(5日)
令和	4年	8月	酒田駅前交流拠点施設ミライニグランドオープン(1日)
令和	5年	1月	酒田駅前交流拠点施設ミライニ入館者40万人達成(14日)
令和	5年	4月	光丘文庫の所管が企画部に変更(1日)
令和	5年	4月	酒田駅前交流拠点施設ミライニ入館者50万人達成(15日)
令和	6年	4月	酒田駅前交流拠点施設ミライニ入館者100万人達成(20日)
令和	6年	8月	第1回 酒田・飽海 図書館を使った自由研究コンクール開催
令和	7年	3月	第28回図書館を使った調べる学習コンクール㊦「図書館を使った調べる学習 活動賞」受賞

4. 令和7年度 事業実施計画概要

ヒト・モノ・コト・情報の交流が酒田市全体の価値を高め、富を生み出すことを目指して、市民が連携した複合施設であることを活かした事業を展開していきます。

(1) 基本方針

- ① 酒田市立中央図書館が行ってきた読書習慣定着のための定例的な諸事業は原則継続しながら、ミライニの機能を活かした事業と融合させて計画的に実施します。
- ② 観光案内所に集積される情報や人材を活用した事業を計画的に実施します。
- ③ 酒田市及び公共団体、市民団体、企業と連携して、広場や館内を活用した賑わいを創出する事業を実施します。
- ④ ミライニの活動を協働する人材を育む事業を実施します。
- ⑤ 『光の湊』の各事業者や地域団体と協働した事業及びまちづくりの核となる人材の育成を図る事業を実施します。あわせて、公共団体、市民団体、企業が主体的に事業を開催できる仕組みを構築します。
- ⑥ 一般社団法人 SKIES、高校生観光ボランティア FUN FAN CLUB、公益大酒田おもてなし隊との連携を継続します。事業全体をととして地元高校及び大学、専門学校の学生がチャレンジできる場を設けていきます。
- ⑦ スタッフの認知症サポーター研修、預かり保育を実施し、様々な人々がミライニで快適に過ごすことができる取り組みを行います。
- ⑧ ミライニの利便性や駅前地区の賑わいを高めるオリジナル事業を実施します。

(2) 事業の柱

継続事業と提案事業を合わせて、5つの事業の柱を立てて、事業の方向性を明確にします。提案事業は教育委員会と協議の上、予算の枠内で実施します。

- ① にぎわい創出検証事業
「未来に(MIRAINI) 架ける(×) Three Action」をテーマに、「Art」「Sport&Health」「Local Promotion」に関連するイベントを展開し、酒田駅前地区へのにぎわいの波及性を検証していきます。
- ② 協働創出事業
「ミライニ DE 学んでつながる人と人」をテーマに、セミナー・ワークショップを開催し、まちづくりを支える人材の育成を図ります。あわせて、ミライニで活動や発表を主体的に行う人材のネットワーク化の仕組みを継続して構築します。
- ③ 図書館&観光案内所事業
「ミライニ DE わくわく体験&のんびり Stay」をテーマに、2つの施設機能を融合した交流滞在型のイメージを定着させる事業を行い、来館者の拡大を図ります。
- ④ 通年の業務的事業
「市民と歩むミライニ」をテーマに、通常業務的事業の継続と改善を行っていきます。市民の参加・参画を高め、市民とともに成長していく新しい施設運営を図ります。
- ⑤ オリジナル事業
TRC のネットワークを活用した事業、地元企業と連携した事業を随時行います。

(3) 事業内容 *P. 13~14 「令和7年度ミライニ事業内容」 参照*

(4) 管理運営に要する経費の総額及び内訳 *P. 15 「令和7年度収支予算書」 参照*

(5) 管理運営上の目標

令和7年度の年間来場者を令和6年度に引き続き40万人と設定し、その目標を達成する過程で再開発エリア内の民間施設、駅前地区の商店街及び地域との連携にも継続して力を入れていきます。

特に中央図書館では、これまで施設に足を運ぶことの少なかった学生、子育て中の若い世代、20代・30代のビジネスパーソンの利用をさらに高めていきます。

駅前の立地と観光案内所、広場、駐車場を併設する施設の魅力を存分に活かし、施設整備の基本方針である学び成長する場、交流の場、情報発信の場、子育ての場、基本理念である～ヒト・モノ・コトが行き交い、多様なコミュニケーションが創出され、知(地)的好奇心がインスパイアされるみんなの居場所～を実現します。

(3) 令和7年度ミライニ事業内容

NO	中事業名	小事業	開催形態	予定時期/内容	分類
1	大事業名:にぎわい創出検証事業 テーマ:未来に(Miraini)架ける(×)Three Action				
(1)	MIRAINI × Art	① 駅前アートイベント(ミライニアート/SAKATART)	年1回	年1回 2か月間程度開催	提案/継続
		② 音楽・ダンスイベント(ミライニステージ)	月1回程度	広く市民へステージパフォーマンスの機会を提供	提案/継続
(2)	MIRAINI × Sport & Health	① スポーツイベント(ミライニススポーツ)	年10回程度	スポーツ体験会の定例的開催	提案/継続
		② アウトドアイベント(ミライニDEそとあそび)	年1回	スポーツ団体、民間事業者と連携した広場活用事業	提案/継続
		③ 図書館×healthcare	年6回	健康・医療・福祉団体と連携した定例的開催、キャンペーン事業等	提案/継続
(3)	MIRAINI × Local Promotion	① 施設を活用したマルシェ(ミライニマルシェ)	年3回	年3回程度開催	提案/継続
		② 地域情報、観光情報発信イベント	年1回	酒田の北前船文化とローカルブランドの発信	提案/継続
2	大事業名:協働創出事業 テーマ:人と人をつなぐミライニ				
(1)	MIRAINI アカデミー	① エリアマネジメントスクール	年3回	年2回程度。	提案/継続
		② 好きを仕事にするには?	年1回	県内で活躍する若手の経営者等による若者に向けたトークイベントを開催	提案/修正
(2)	MIRAINI withサポーター	① おはなし会・ブックスタートサポーター講座	年2回程度	読み聞かせやブックスタートに興味のある市民向けの講座	継続
		② ミライニサポーター支援事業	年4回程度	サポーターオリジナル事業の支援	提案/継続
3	大事業名:学びの楽しみ創出事業 テーマ:わくわく体験ミライニ				
(1)	MIRAINI workshop	① 子ども・親子対象ワークショップ	年6回程度	内容未定、様々なジャンルのワークショップ	提案/継続
		② 高校生～成人対象ワークショップ	年6回程度	内容未定、様々なジャンルのワークショップ	提案/継続
		③ 英語で遊ぼう	年5回程度	幼児～小学生対象 J PREP委託事業	提案/継続
(2)	MIRAINI 酒田発信	① 情報発信Instagramの運営	都度	ミライニのイベント情報を中心に、酒田駅前の情報を発信するInstagramを運営	提案/新規

4	大事業名:図書館&観光案内所事業 テーマ:みんなが育つミライニ					
(1)	市立図書館事業 (本の森ミライニ)	①	土曜おはなし会	月3回程度	第1、2、3土曜日開催、その他不定期開催	継続
		②	ミライニベビーハグ	月1回	毎月開催。一歳未満の乳児とその保護者対象	継続
		③	ブックスタート	月2回	3か月児健康診査時、絵本を配布。市健康福祉部と連携。	継続
		④	分館おはなし会	ひらた年8回程度 八幡年6回程度	分館での開催	継続
		⑤	家読講座	年2回	イベント時に同時開催	継続
		⑥	預かり保育	週1回	毎週月曜日、0～2歳児を無償預かり(45分間)	提案/継続
		⑦	絵本作家講演会	年1回	8月頃開催。絵本作家を招いて講演会	継続
		⑧	手作り絵本講座	年1回	夏休み期間開催、小学生向け	継続
		⑨	リサイクル古本市	年1回	11月頃開催。除籍した資料の市民への提供	継続
		⑩	デジタルコンテンツ作成	不定期	デジタルコンテンツによる酒田市や資料の紹介	提案/継続
		⑪	図書・読書・学びに関する講座・イベント	年2回	時期・内容未定、様々なジャンルの講座・ワークショップ等	提案/継続
		⑫	図書館交換展示	年1回	時期未定	提案/継続
		⑬	家読おすすめ本(年代別)発行	年1回	幼児、小学生低学年・高学年	継続
		⑭	絵本だより(幼保向け)発行	年4回	図書館が推薦する絵本のお知らせ	継続
		⑮	本だより(小学生向け)発行	年4回	図書館が推薦する図書のお知らせ	継続
		⑯	From My Bookshelf	通年	県内等で活躍する方のおすすめ本を紹介する	提案/新規
		⑰	その他図書館事業	通年	—	—
(2)	観光案内所事業	①	観光案内所FUN FAN CLUB	通年	高校生の観光ボランティア活動への支援	提案/継続
		②	まち歩き体験	年数回	高校生、大学生、ガイド協会による酒田発信	提案/継続
		③	観光ガイド研修会(内部・一般)	年数回	観光ガイドや観光ボランティア、ミライニ観光チーム、市民向けの研修会	提案/継続
		④	その他観光事業	通年	—	—
5	大事業名:オリジナル事業 テーマ:チャレンジプレイスミライニ					
(1)	オリジナル事業	①	映画上映会(ミライニシアター)	年6回	映画の上映会、バリアフリー上映会の開催等	提案/継続
		②	団体・企業支援型イベント(チャレンジinミライニ)	不定期	随時開催。チャレンジショップ、イベントの開催支援	提案/継続
		③	酒田・飽海 図書館を使った調べる学習コンクール	年1回	4月～12月。小学生を対象に作品作成支援	提案/継続

5. 令和7年度収支予算書

区分	項目	金額（円）	積算内訳	備考
収入	利用料金		（設置管理条例上の使用料分）	
	事業収入			
	雑収入	預金利息		
		その他	1,500,000	複写機手数料収入・カード再発行手数料・自動販売機手数料等
	指定管理料	247,152,000		
	合計	248,652,000		A
支出	人件費	給与費、福利費等	126,200,000	
		管理費	34,000,000	人件費に係る本社経費
		小計	160,200,000	B
	物件費	作業員賃金		
		報償費	1,042,000	ボランティア団体支援経費・子ども読書推進事業講師謝金等
		旅費	200,000	職員旅費
		交際費		
		食糧費	50,000	講師食事代等
		修繕費	300,000	施設等小修繕
		燃料費	300,000	自動車ガソリン代等
		光熱水費		
		賄材料費		
		消耗品費	7,364,000	事務用消耗品、図書館用消耗品、ブックスタート用消耗品、駐車場用消耗品、MARC代、ICタグ代等
		印刷製本費	500,000	パンフレット、ポスター、チラシ等
		保険料	500,000	施設賠償保険、ボランティア保険等
		通信運搬費	1,570,000	郵券料、電話・FAX、インターネット費用等
		広告料	100,000	新聞・雑誌等広告掲載費
		手数料	80,000	振込手数料等
		委託料	17,546,000	観光情報案内所、松山分館、建築物保守、B棟昇降機保守、日常清掃、広場他緑地管理等
		使用料・賃借料	3,728,000	業務用PC、業務用携帯電話、複写機等
		予備費		
		負担金等	50,000	講習会負担金等
	公租公課費		14,882,000	預かり消費税一支払い消費税 人件費相当額
	その他	図書購入費	25,600,000	図書、視聴覚資料、雑誌、新聞等
	その他	提案事業経費	3,000,000	図書館及び広場活用事業
	その他	管理費	11,640,000	物件費等に係る本社経費
	小計	88,452,000		C
	合計	248,652,000		D (B+C)

6. 所蔵資料

(1) 所蔵状況

令和7年3月31日現在（単位：冊/点）

	ミライニ	ひらた 図書センター	八幡分館	松山分館	令和6年度 全館	備考
図書	270,889	57,099	21,196	4,595	353,779	紙芝居、絵本、点字資料含む
雑誌・新聞	12,506	1,269	279	0	14,054	
視聴覚資料	1,469	389	3	0	1,861	
計	284,864	58,757	21,478	4,595	369,694	

(2) 各館蔵書内訳

令和7年3月31日現在（単位：冊/点）

		ミライニ	ひらた 図書センター	八幡分館	松山分館	令和6年度 全館	令和5年度 全館	増減
一般図書	0 総記	12,614	1,017	370	154	14,155	13,864	291
	1 哲学	8,333	1,707	443	66	10,549	10,198	351
	2 歴史	19,942	2,735	999	151	23,827	23,240	587
	3 社会科学	33,218	4,089	984	125	38,416	37,322	1,094
	4 自然科学	15,306	3,215	916	98	19,535	19,208	327
	5 技術	19,197	5,573	1,534	271	26,575	25,631	944
	6 産業	9,272	1,428	518	82	11,300	10,878	422
	7 芸術	23,484	3,803	870	97	28,254	27,231	1,023
	8 言語	8,505	617	197	19	9,338	9,085	253
	9 文学	64,869	13,703	5,561	1,657	85,790	83,818	1,972
小計		214,740	37,887	12,392	2,720	267,739	260,475	7,264
児童図書	0 総記	668	238	72	9	987	943	44
	1 哲学	661	215	126	1	1,003	970	33
	2 歴史	2,037	572	380	14	3,003	2,918	85
	3 社会科学	2,576	668	413	45	3,702	3,549	153
	4 自然科学	5,649	1,413	733	47	7,842	7,539	303
	5 技術	1,995	592	357	90	3,034	2,876	158
	6 産業	1,094	391	200	40	1,725	1,644	81
	7 芸術	2,595	778	408	15	3,796	3,651	145
	8 言語	831	262	175	5	1,273	1,230	43
	9 文学	15,792	5,505	2,749	502	24,548	24,236	312
小計		33,898	10,634	5,613	768	50,913	49,556	1,357

紙芝居	1, 377	581	190	0	2, 148	2, 089	59
絵本	20, 833	7, 997	3, 001	1, 107	32, 938	31, 875	1, 063
雑誌	8, 681	1, 269	279	0	10, 229	9, 527	702
新聞	3, 825	0	0	0	3, 825	3, 780	45
視聴覚資料	1, 469	389	3	0	1, 861	1, 846	15
点字資料	41	0	0	0	41	38	3
合計	284, 864	58, 757	21, 478	4, 595	369, 694	359, 186	10, 508

(3) 雑 誌

◆：雑誌スポンサー提供雑誌 ○：複数館で所蔵しているもの
令和7年4月1日現在

【中央図書館】					計 123 誌
3分クッキング	◆ MOE	アンドプレミアム	週刊ダイヤモンド	農耕と園藝	
○ an-an	◆ MONOQLO	美しいキモノ	週刊東洋経済	俳句	
BEGIN	NATIONAL GEOGRAPHIC	○◆ 栄養と料理	○ 週刊文春	◆ 美術手帖	
BE-PAL	○◆ Newton	オール讀物	小説現代	婦人公論	
◆ BRUTUS	◆ NHKきょうの健康	○◆ オレンジページ	小説新潮	◆ 婦人之友	
CAPA	○ NHKきょうの料理	音楽の友	小説すばる	○ プレジデント	
Casa BRUTUS	NHKきょうの料理ビギナーズ	◆ 家庭画報	新潮	○ 文藝春秋	
CafeRes	NHK趣味の園芸やさいの時間	◆ キネマ旬報	相撲	◆ 文藝春秋	
CG	○◆ NHKすてきにハンドメイド	クーヨン	世界	◆ ベースボールマガジン	
CNN ENGLISH EXPRESS	○◆ NHK趣味の園芸	○◆ 暮らしの手帖	○ ダ・ヴィンチ	モノマガジン	
CREA	NHK将棋講座	○◆ クロワッサン	◆ 旅の手帖	山と溪谷	
CREA TRAVELLER	non-no	群像	短歌研究	ラジオ深夜便	
○ dancyu	Ozmagazine	芸術新潮	中央公論	ランドネ	
DIME	Pen	月刊バスケットボール	つり人	ランナーズ	
Discover Japan	Rockin' on Japan	月刊バレーボール	○◆ ディズニーファン	リンネル	
ELLE	○◆ Sports Graphic Number	◆ 月刊山形ZERO★23	鉄道ファン	レオン	
FUDGE	Sweet	現代の図書館	鉄道ジャーナル	歴史街道	
GENIC	SWITCH	黄雞	天然生活	歴史人	
GINZA	Tarzan	◆ こころの元気+	図書館雑誌		
JR時刻表	TIME	サッカーダイジェスト	日経PC21		
○ kodomoe	TURNIS	◆ サライ	◆ 日経ウーマン		
○ Ku:nel	veggy	◆ サンデー毎日	◆ 日経トレンディ		
◆ LDK -Living Dining Kitchen	Wan	自家用車	日経ビジネス		
○◆ LEE	アイムホーム	週刊エコノミスト	○ 日経ヘルス		
LRG	赤ちゃんと!	週刊金曜日	猫びより		
MJ無線と実験	アニメージュ	○◆ 週刊新潮			
【ひらた図書センター】					計 23 誌
AERA	○ monoマガジン	○ オレンジページ	メンズノンノ	○ 日経ヘルス	
○ an-an	MORE	○◆ クロワッサン	○ 栄養と料理	○ 文藝春秋	
○ dancyu	○ Newton	○ NHKすてきにハンドメイド	現代農業	○ 暮らしの手帖	
○ LEE	SCREEN	○ ダ・ヴィンチ	○ NHK趣味の園芸		
○ LDK -Living Dining Kitchen	○ SportsGraphic Number	○◆ ディズニーファン	○ 週刊文春		
【八幡分館】					計 6 誌
○ kodomoe	からだにいいこと	○ NHKきょうの料理	レタスクラブ	○ 週刊新潮	
○ 天然生活					
【松山分館】					計 0 誌

(4) 新 聞

令和7年4月1日現在

【中央図書館】					計 12 紙
朝日新聞	産経新聞	読売新聞	毎日新聞		
河北新報	山形新聞	荘内日報	日本経済新聞		
日刊スポーツ	朝日ウィークリー	週刊読書人	日本農業新聞		
【ひらた図書センター】					計 5 紙
朝日新聞	山形新聞	荘内日報	日本経済新聞	日刊スポーツ	
【八幡分館】					計 1 誌
日刊スポーツ					

(5) その他（中央図書館 提供データベース）

- 山形新聞記事データベース

山形新聞に掲載された、県内を中心とした記事情報の本文を検索できる。
（検索対象期間：1999年12月～）

- 官報情報検索サービス

昭和22年5月3日～直近までの官報の内容を検索・閲覧できる。
（検索対象期間：1947年5月3日～）

- 国立国会図書館による図書館向けデジタル化資料送信サービス

国立国会図書館所蔵資料のうち、インターネットで公開しておらず、
絶版等の理由で入手困難な資料（約151万点）を検索・閲覧できる。

7. 利用状況

(1) 図書館利用状況

①入館者・貸出冊数

令和7年3月31日現在

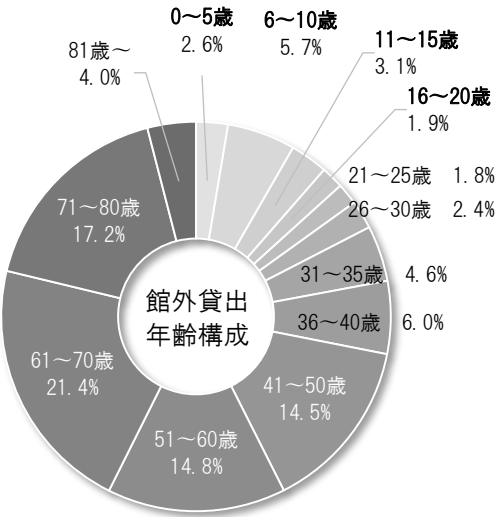
館名	開館日数	入館者数（人）		貸出人数（人）		貸出冊数（冊）		新規登録者数（人）
		総数	1日平均	総数	1日平均	総数	1日平均	
中央図書館	327	483,292	1,478	132,700	406	380,254	1,163	1,341
ひらた図書センター	344	43,953	128	15,292	44	46,023	134	84
八幡分館	336	16,850	50	5,216	16	14,176	42	29
松山分館	335			493	1	930	3	0
全館合計	-	544,095	1,656	153,701	467	441,383	1,342	1,454

②貸出利用者（個人）の年齢構成

令和7年3月31日現在

個人利用者	館外貸出者数		館外貸出冊数	
	人数（人）	構成比	冊数（冊）	構成比
0～5歳	4,085	2.6%	17,493	4.0%
6～10歳	8,749	5.7%	38,749	8.9%
11～15歳	4,815	3.1%	17,700	4.1%
16～20歳	2,872	1.9%	5,589	1.3%
21～25歳	2,754	1.8%	7,219	1.7%
26～30歳	3,646	2.4%	9,549	2.2%
31～35歳	7,158	4.6%	21,454	4.9%
36～40歳	9,335	6.0%	29,460	6.8%
41～50歳	22,331	14.5%	62,221	14.4%
51～60歳	22,880	14.8%	53,247	12.3%
61～70歳	33,044	21.4%	82,130	18.9%
71～80歳	26,588	17.2%	71,853	16.6%
81歳～	6,212	4.0%	16,795	3.9%
計	154,469	100.0%	433,459	100.0%

※個人利用者統計



③団体貸出の状況

令和7年3月31日現在

団体利用者（団体/貸出文庫/病院）	貸出件数	貸出冊数
	605	8,558

④相互貸借の状況

令和7年3月31日現在

相手先図書館		貸出冊数（冊）	借受冊数（冊）
公立図書館 （県内）	県立図書館	37	177
	ほか	336	333
公立図書館 （県外）	北日本 *	71	236
	ほか	3	2
東北公益文科大学図書館		0	75
合計		447	823

*相互貸借について協定を結んでいる、北日本図書館連盟加盟館とのもの。

⑤予約(リクエスト)の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込書・利用者開放端末から	17,780	15,589	14,616	13,529	15,057
インターネットから	23,876	22,302	33,968	38,410	39,430
計(件)	41,656	37,891	48,584	51,939	54,487
インターネット予約割合	57.3%	58.9%	69.9%	74.0%	72.4%

(2)利用状況の推移

(中央図書館*、八幡分館、松山分館、ひらた図書センター)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 口(人)	(A)	99,537	98,182	96,579	95,031	93,102
開館日数(日)	(B)*	297	303	296	329	327
有効登録者数(人)	(C)*	14,566	8,251	10,432	10,652	10,361
蔵書冊数(冊)	(D)	329,994	338,264	337,195	343,791	369,694
館外貸出人数(人)	(E)	125,752	113,856	141,711	163,229	154,469
館外貸出冊数(冊)	(F)	385,839	378,035	428,983	481,143	442,448
入館者数(人)	(G)*	216,027	214,997	553,390	496,573	544,095
1日当たりの館外貸出人数(人)	(E/B)	423	376	479	496	472
1日当たりの館外貸出冊数(冊)	(F/B)	1,299	1,249	1,449	1,462	1,353
1人1回当たり館外貸出冊数(冊)	(F/E)	3.1	3.3	3.0	2.9	2.9
人口1人当たりの蔵書冊数(冊)	(D/A)	3.3	3.4	3.5	3.6	4.0
人口1人当たりの館外貸出冊数(冊)	(F/A)	3.9	3.9	4.4	5.1	4.8
人口1人当たりの入館回数(人)	(G/A)	2.2	2.2	5.7	5.2	5.8
有効登録率	(C/A)	14.6	8.4	10.8	11.2	11.1
蔵書回転率	(F/D)	1.2	1.1	1.3	1.4	1.2

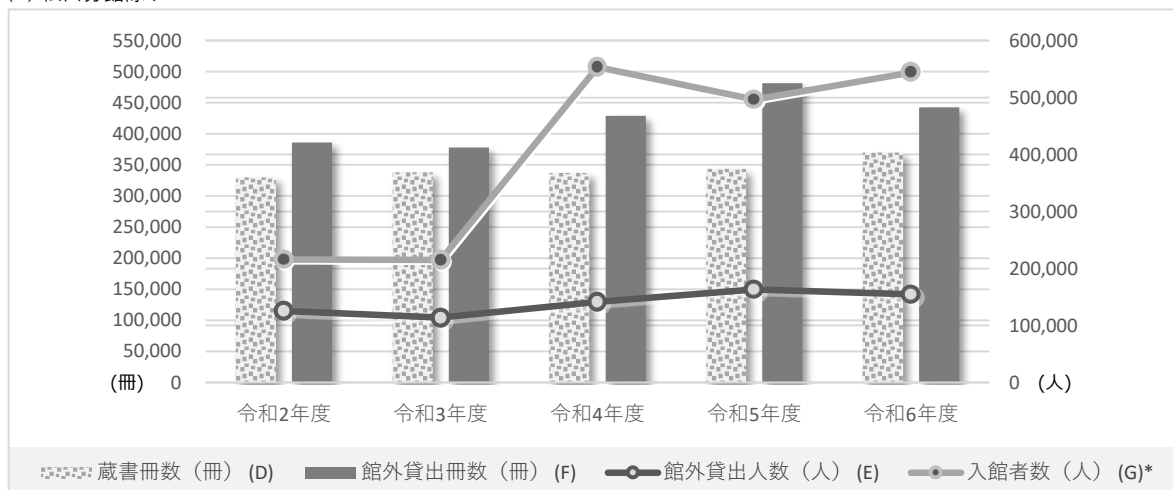
*令和4年度より児童図書室は中央図書館と併合。

*(B) 中央図書館の数値。ただし令和3年度は移転休館等により極端に少ないため全館の平均値を使用

*(C) ~令和2年度:年度内に利用有効期間のある登録者の数

令和3年度~:その年度の利用回数が1回以上の人の数(全国公共図書館調査定義による)

*(G) 松山分館除く



8. 令和6年度 事業実施状況

(1) 図書購入事業

生涯学習の支援機関として、市民の多様な資料ニーズに応えるため図書資料や視聴覚資料の充実に努める。
あわせて、レファレンス(調査・相談業務)機能の充実に図る。

① 図書購入実績

	中央 ・松山分館	八幡分館	ひらた 図書センター	計(冊)
一般図書(冊)	7,292	342	560	8,194
児童図書(冊)	2,559	96	140	2,795
計	9,851	438	700	10,989

② 雑誌スポンサー制度利用企業一覧

	スポンサー名	タイトル	発刊	定価	年間冊数	年間金額	新規
1	株式会社トー屋	オレンジページ	隔週誌	598	24	14,352	
2		クロワッサン	隔週誌	680	24	16,320	
3		栄養と料理	月刊誌	990	12	11,880	
4	株式会社新和設備	旅の手帖	月刊誌	880	12	10,560	
5	北星印刷株式会社	暮らしの手帖	隔月誌	1,100	6	6,600	
6		NHKきょうの健康	月刊誌	670	12	8,040	
7	株式会社たんばや製菓	クロワッサン	隔週誌	680	24	16,320	
8	株式会社月見	婦人公論	月刊誌	840	24	20,160	
9		関東・東北じゃらん	隔月誌	490	6	2,940	
10		天然生活	月刊誌	920	12	11,040	
11	東邦運輸株式会社	サンデー毎日	週刊誌	770	49	37,730	
12	前田製管株式会社	プレジデント	隔週誌	920	24	22,080	
13	株式会社飯塚製作所	NHK趣味の園芸	月刊誌	790	12	9,480	
14	株式会社須藤製作所	Sports Graphic Number	隔週誌	800	24	19,200	
15	株式会社バーンフュージョン	家庭画報	月刊誌	1,650	12	19,800	
16		サライ	月刊誌	980	12	11,760	
17		週刊新潮	週刊誌	510	49	24,990	
18		MOE	月刊誌	990	12	11,880	
19		LEE	月刊誌	1,150	12	13,800	
20		ディズニーファン	月刊誌	1,200	12	14,400	
21		ディズニーファン	月刊誌	1,200	12	14,400	
22	株式会社安田池田組	日経トレンドィ	月刊誌	780	12	9,360	
23	株式会社渡部製作所	月刊山形ZERO★23	月刊誌	400	12	4,800	
24		BRUTUS	隔週誌	980	23	22,540	
25		モノ・マガジン	隔週誌	750	24	18,000	
26	羽前建設株式会社	MONOQLO	隔週誌	750	24	18,000	
27	医療法人山容会 山容病院	こころの元気plus	月刊誌	500	12	6,000	
28	有限会社酒田水道設備	LDK -Living Dining Kitchen	月刊誌	690	12	8,280	
29		NHKすてきにハンドメイド	月刊誌	750	12	9,000	
30		日経ウーマン	月刊誌	880	12	10,560	
31	株式会社畑山	Newton	月刊誌	1,190	12	14,280	

(2)子ども読書活動推進事業

令和3年3月に策定した「第3次酒田市中心子ども読書活動推進計画」に基づき、発達段階に応じた各種施策を、家庭や園、学校、地域の関係機関と連携しながら推進する。

①定例行事等

事業名	実施日	実施内容	参加人数
土曜おはなし会	毎月第1・2・3土曜日	第1土曜日(あさの葉会)、第2土曜日(ミライニスタッフ)、第3土曜日(絵本の部屋)による読み聞かせ等	実施33回 1,112人
ブックスタート	3か月児健康診査時	赤ちゃんへの読み聞かせやふれあい遊びの体験後、絵本2冊等プレゼント(R2.3～コロナ対策のため絵本等プレゼントのみ実施していたがR5.11から読み聞かせ、ふれあい遊びを再開)	実施24回 369人
		ブックスタート時配布の申し込みカードによる市立図書館利用登録者	配布369人 人中38人(10.3%)
読書手帳の配布	4月～随時	3か月児の乳児、年少から年長までの未就学児、小学校低学年に対し酒田市版読書手帳を配布	
ミライニベビーハグ	月1回	ブックスタートのフォローアップ。1歳までの乳児と保護者対象。家庭での読み聞かせのコツを紹介。	実施12回 79人
託児サービス	毎週月曜日 2回 各2名	生後3か月～2歳未満のお子さんを45分間館内で預け、ゆっくり本を読んだり借りたりすることができるサービス。	実施51回 50人
ひらた図書センターよみきかせ会	毎月第3日曜日	ひらた図書センタースタッフによる読み聞かせ等	実施6回 34人
八幡分館よみきかせ会	偶数月第2日曜日	八幡分館スタッフによる読み聞かせ等	実施2回 8人

②各種研修・講座等

事業名	実施日	実施内容	参加人数
あるほなつきによる手作り絵本講座	R6.7.20 R6.8.10	絵本作家に直接指導をしてもらい、世界に一つだけの手づくり絵本の制作(講師:あるほなつき氏)	実施3回 31人
読書手帖を使いこなそうツアー(家読講座)	R6.12.21	読書手帖の活用促進による図書館利用の増加	実施1回 計119人
本の森ミライニ rikko氏絵本作家講演会	R7.3.29	酒田市で活動するイラストレーターrikko氏による絵本作家講演会。rikko氏による自作の絵本の読み聞かせと「子どもと絵本」をテーマにした講話。	実施1回 20人
ブックスタートフォローアップ講座	5月13日	ブックスタートボランティアを対象としたフォローアップ講座(講師:加藤美穂子氏)	実施1回 5人
ブックスタートオンライン研修会	R6.10.28	ブックスタートに興味のある方やボランティア登録している方へのブックスタートの研修会を実施。	実施1回 7人
読み聞かせボランティア講座	R6.9.1 R6.9.8 R6.9.15	市民や読み聞かせボランティアに向けて行う本の選び方や読み方講座。入門編・上級編・実践編の3回開催。	実施3回 講座:計21人 実践:5人
図書専門員研修会	R6.6.24	学校図書専門員向けの研修会。(講師:読書アドバイザー 本間俊美氏)	実施1回 20人

③幼保・学校連携

〈学校巡回文庫〉

国語教科書の単元ごとに紹介されている本を基本に、教科書の巻中・巻末等で紹介されている本の中から子どもたちが選んだ本を加えたセット(1セット30～60冊程度)を学校へ貸出・搬出・搬入する(対象学年:小学校6年生・中学校1年生)

実施校	実施日
なし	なし

〈図書館見学〉

対象施設	実施月日	学校名等	学年	引率(人)	児童生徒 (人)	計(人)
ミライニ	5月16日	酒田市立第一中学校	1年生	4	105	109
	7月12日	酒田市立若浜小学校	2年生	3	44	47
	9月10日	酒田市立平田小学校	2年生	2	22	24
	9月13日	酒田市立富士見小学校	2年生	3	44	47
	9月17日	酒田市立十坂小学校	2年生	2	21	23
	10月1日	酒田市立松陵小学校	2年生	2	22	24
	10月8日	酒田市立鳥海小学校	2年生	2	21	23
	10月11日	酒田市立松山小学校	2年生	2	16	18
	10月18日	酒田市立八幡小学校	2年生	1	19	20
	10月24日	酒田市立広野小学校	2年生	1	7	8
	11月12日	酒田市立南平田小学校	2年生	2	44	46
	11月28日	酒田市立新堀小学校	2年生	1	6	7
	12月4日	酒田市立亀ヶ崎小学校	2年生	1	24	25
	12月5日	酒田市立亀ヶ崎小学校	2年生	3	49	52
	12月10日	酒田市立松原小学校	2年生	7	81	88
八幡分館	7月22日	酒田市立一條小学校	2年生	2	14	16
	11月19日	酒田市立八幡小学校	2年生	0	3	3
ひらた図書センター	7月25日	酒田市立南平田小学校	2年生	2	44	46
	7月30日	酒田市立南平田小学校	1年生	2	30	32
計			19団体	42	616	658

〈職場体験学習〉

ミライニ

実施月日	学校名等	学年	生徒数 (人)	延べ人数 (人)
7月4日～7月5日	酒田市立第六中学校	2年生	4	4
8月21日～8月22日	山形県立酒田光陵高校	2年生	4	4
9月4日～9月5日	酒田市立第四中学校	2年生	3	3
9月25日～9月26日	酒田市立第二中学校	2年生	4	4
10月3日～10月4日	学校法人羽黒学園羽黒高等学校	2年生	1	1
計	5団体		16	16

八幡分館

実施月日	学校名等	学年	生徒数 (人)	延べ人数 (人)
2月17日、2月20日	酒田市立八幡小学校	4年生	2	2
計	1団体		2	2

(3)その他図書館活動

①企画展示

〈中央図書館〉

No.	展示期間	展示内容(タイトル)
1	4月	船旅を知ろう！
2	4月	中高生の悩んだときによむ本
3	4月	J PREPイースター
4	4月	おいしそうな絵本
5	4月	だれか借りて！貸出0の本
6	4月	わんわんわんの本
7	4月	ガーデニング・家庭菜園
8	4月	小さな展覧会わたしの大好きな「黒井健」展
9	4月	入園・入学おめでとう！
10	5月	飛島に行こう！
11	5月	五月病をのりきろう！
12	5月	宇宙
13	5月	おまつり
14	5月	このミステリーがおすすめ！
15	5月	絶景・美しい場所
16	5月	あなたは手帖に何を書く？
17	5月	本と過ごすこどもの日・母の日
18	5月	中山みどり フェルトアート展
19	5月	いくつかのえほん2024
20	5月	図書館×healthcare企画展示～うんちを知る～
21	5月	創意くふう展
22	6月	あの人の生き方がすごい
23	6月	映像化作品 原作本
24	6月	NHK理想的本棚
25	6月	庄内のグルメ
26	6月	やってみようプログラミング
27	6月	第1回 酒田・飽海 図書館を使った自由研究コンクール
28	6月	迷路・クイズ・探し絵本
29	6月	6月を楽しむえほん
30	6月	日本初の女性弁護士 三淵嘉子
31	6月	ビジネスハウツー本
32	6月	酒田市の友好都市北区の展示
33	6月	古典に親しもう
34	7月	夏はミライニで自由研究！
35	7月	新紙幣の人物
36	7月	オリンピック・パラリンピック
37	7月	月山・鳥海山
38	7月	漫画でわかる一冊
39	7月	ちょっぴり怖い話
40	7月	【中央・ひらた・八幡】夏休みの課題図書
41	7月	コミックス「鬼滅の刃」
42	7月	コミュニケーションの教科書
43	7月	むしとりにでかけよう
44	7月	図書館×healthcare企画展示～ウォーキング～

45	7月	献血・骨髄バンクを知ろう
46	7月	酒田市美術館 シルバニアファミリー企画展
47	8月	部活・甲子園球場100周年
48	8月	クラフトビール
49	8月	ボクニキミニ こどものための100冊2024
50	8月	妖怪に用かい！？
51	8月	オリンピックのヒーロー
52	8月	本のせかいでひんやりカフェ
53	8月	眠れない夜に読む本
54	8月	草花のリース作り
55	8月	「つなげる」SAKATART
56	8月	いいいろいろ展
57	8月	ミライニシアター「海の上のピアニスト」
58	8月	追悼 石川好
59	9月	疲れた時に読むと元気が出る本
60	9月	ぬいぐるみをつくりたい
61	9月	竹久夢二と大正ロマン
62	9月	恐竜・古代生物
63	9月	列車の旅
64	9月	ようこそファンタジーの世界へ
65	9月	酒田市美術館 黒井健絵本原画展
66	9月	図書館×healthcare企画展示 耳の聞こえ～ヒアリングフレイル～
67	9月	今日から始める資産運用
68	9月	小さい秋さがし
69	10月	おうちで簡単エクササイズ
70	10月	レッツゴー 外遊び
71	10月	装丁が素敵な本
72	10月	大人も読みたいYA(ヤングアダルト)作品
73	10月	ん～かわいい！
74	10月	ハロウィン
75	10月	北前船
76	10月	伝統工芸品
77	10月	色の本
78	10月	ノーベル文学賞
79	10月	ミライニシアター大特集
80	10月	鳥海山・飛島ジオパーク
81	10月	ものづくりへの挑戦2024
82	10月	SAKATART BAR day-night
83	10月	平和を考える
84	10月	山形県図書館大賞2024～ジャケットが素敵な本～
85	10月	ミライニシアター二本立て
86	10月	なかがわりえこの絵本たち
87	11月	YouTubeの本
88	11月	芥川賞・直木賞・本屋大賞
89	11月	それぞれの人たちの暮らし
90	11月	世界の名作童話
91	11月	酒田が舞台になった作品
92	11月	絵を描きたい！

93	11月	おうちでクッキー作り
94	11月	がんばれ！アランマーレ！
95	11月	クリスマス
96	11月	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン
97	11月	ミライニ×ジオパーク 出張出前授業
98	11月	がんばれ！モンテディオ山形！
99	12月	がんばれ受験生！
100	12月	今からできる終活の本
101	12月	鍋・鍋料理
102	12月	助けて！年末の大掃除
103	12月	ゆきとあそぼう
104	12月	酒田市美術館 画家たちのパレットと絵画展
105	12月	お金
106	12月	戊辰戦争と庄内
107	12月	キャンドルサシェ作り
108	12月	図書館×healthcare企画展示「薬とサプリメント」
109	12月	がんばれ！アランマーレ！！
110	12月	お正月
111	1月	温泉旅行のすすめ
112	1月	占いの本
113	1月	へび・干支の本
114	1月	おしょうがつ
115	1月	金融リテラシー
116	1月	やさしい料理
117	1月	ナイトウォーク
118	2月	にやんにやんフェスティバル
119	2月	子育て～乳幼児編～
120	2月	日本酒で乾杯！
121	2月	入園・入学おめでとう
122	2月	聖地巡礼
123	2月	にやんにやん
124	2月	青春小説
125	2月	わくわくお弁当
126	3月	モンテディオ山形・SKグループ株式会社ステップスナイン寄贈図書
127	3月	図書館×healthcare企画展示「認知症」
128	3月	雛人形
129	3月	恐竜ラボ
130	3月	角野栄子氏「魔女の宅急便」刊行40周年
131	3月	酒田市美術館 コンドウアキのおしごと展
132	3月	花咲く春を楽しむ
133	3月	J PREPイースター2025

〈ひらた図書センター〉

No.	展示期間	展示内容(タイトル)
1	4月1日～5月2日	SF小説・絵本
2	4月1日～4月30日	ちょっと昔の平田
3	5月2日～5月31日	山形県ゆかりの作家
4	5月2日～5月31日	ガーデニングしよう
5	5月1日～5月31日	季節と行事「夏のはじまり」
6	6月1日～7月2日	甲子園の100年
7	6月1日～6月30日	ひんやりフード
8	6月1日～6月30日	季節の展示「夏がやってきた」
9	7月1日～8月31日	課題図書と読書感想文
10	7月1日～8月31日	自由研究と工作
11	7月4日～8月16日	夏が来た！
12	8月17日～9月28日	おいしいたべもののえほん
13	9月1日～11月8日	秋を楽しもう
14	9月2日～9月30日	エンジョイ！シニアライフ
15	9月28日～10月31日	ハロウインの本
16	10月1日～10月31日	文学賞をとった本
17	10月1日～10月31日	平和を考える
18	11月1日～11月23日	山形県図書館大賞「ジャケットが素敵な本」
19	11月25日～12月24日	クリスマスの本 2024
20	11月1日～11月30日	私だけの手作り小物
21	11月9日～11月30日	おやすみえほん
22	12月1日～12月27日	本で旅する
23	12月1日～12月28日	本と一杯～呑みたくなるお酒の本～
24	12月26日～2月1日	お金とお買いものの本
25	12月27日～1月31日	薦谷重三郎と江戸時代
26	1月6日～1月31日	STANDARD BOOKS
27	2月2日～2月28日	小学校ってどんなところ？
28	2月1日～2月28日	そらの本
29	2月2日～2月28日	にゃんにゃんにゃんネコだいすき！
30	3月1日～3月31日	春み一つけた
31	3月1日～3月31日	「青」の絵本作家 いせひでこ
32	3月1日～3月31日	偉人さん
33	3月1日～3月31日	くうねるところにすむところ

〈八幡分館〉

No.	展示期間	展示内容(タイトル)
1	4月1日～4月30日	花の本
2	5月1日～5月31日	アウトドアを楽しもう
3	6月1日～6月30日	古典に親しもう
4	7月1日～8月31日	2024年課題図書 八幡
5	9月1日～9月30日	星空を見上げて
6	10月1日～10月31日	味覚の秋を満喫しよう
7	10月28日～11月21日	県立図書館大賞 ジャケットが素敵な本
8	11月1日～11月30日	貸出回数の少ない本
9	12月1日～12月27日	寒い日に読みたい小説
10	12月28日～1月31日	雪国の生活と知恵
11	2月1日～2月28日	スタッフの推し！本
12	3月1日～3月31日	春は別れの季節です
	通年	山岳写真家白旗史朗写真集

②コミセン巡回文庫の図書の入れ替え(11か所・年1回)

場所	冊数(冊)
宮野浦コミュニティセンター	330
十坂コミュニティセンター	120
黒森コミュニティセンター	140
浜中コミュニティセンター	290
広野コミュニティセンター	230
新堀コミュニティセンター	270
富士見コミュニティセンター	260
松原コミュニティセンター	230
北平田コミュニティセンター	240
本楯コミュニティセンター	0
八幡学童	220
合計	2,330

※ コミセンの本楯コミュニティセンターは改修中のため入れ替えなし

③見学・視察・体験等対応

〈図書館見学〉

対象施設	実施月日	団体名等	人数(人)
ミライニ	5月11日	あさひよみきかせの会	6
	6月10日	鶴岡市第三学区コミュニティーセンター	23
	7月3日	白樺会	11
	7月30日	酒田市松山地区自治会連合会	22
	9月7日	上清水老人クラブ	18
	9月19日	鶴岡市小堅地区保健衛生推進員会	15
	9月30日	湯野浜地区保健衛生推進員会	13
	10月2日	鶴岡市第一民生区民生児童委員協議会	16
	10月7日	鶴岡市第五学区保健衛生推進協議会	20
	10月20日	あつみ読書クラブ	7
	10月21日	新発田市図書館利用者友の会	9
	10月22日	鶴岡市由良地区保健衛生推進員会	15
	10月30日	東田川文化記念館 大人の大学(遠足)	15
	11月7日	寒河江市東部地区公民館	12
	11月9日	本を旅する やまがた庄内	15
	11月12日	斎地区社会福祉協議会	20
	12月6日	飽海支部高校図書委員会	25
	1月20日	鶴岡市立図書館	5
計		18団体	267

〈行政視察〉

主目的	実施月日	団体名等	人数(人)
ミライニ	7月2日	埼玉県狭山市議会健政会	8
	7月18日	岩手県文教委員会	14
	10月22日	北海道伊達市議会伊達みらい	2
	10月24日	北海道根室市議会文教厚生常任委員会	7
	11月20日	大阪府寝屋川市議会シン・ネヤガワ議員団	4
合計		8回	35

④預かり保育サービス

生後3ヶ月～2歳未満のお子様を45分間、資格を持った保育者に館内で預け、その間保護者がゆつくり本を読んだり借りたりすることができるサービス。

	計
預り保育回数(回)	51
利用人数(人)	50
9:30コース(9:30～10:15)	14
0歳児	9
1歳児	5
10:45コース(10:45～11:30)	36
0歳児	21
1歳児	15

⑤日本海総合病院との連携

- ・ 館内の医療関連書棚側に国立がん研究センター発行の各種がんに関するパンフレットやがん相談支援センターのパンフレットを設置
- ・ 病院内図書室と連携し、入院患者への予約本の貸出を実施(令和2年12月より)

⑥情報提供

- ・ MIRAINI365Books更新(Instagram)
 - 火・木 絵本
 - 土 ヤングアダルト
 - 日 児童書
- ・ MIRAINI365BOOKS(紙通信)
 - 火・木 絵本
 - 土 ヤングアダルト
 - 日 児童書
- ・ 家読(うちどく)おすすめ本リストの発行(年1回)
 - ① 幼児向け
 - ② 小学生1～3年生向け
 - ③ 小学生4～6年生向け
 - ④ 中学生向け
- ・ 絵本だより、本だよりの発行(年4回)
- ・ 市広報「新刊コーナー」(毎月)
- ・ 市広報(八幡版)
- ・ 酒田市立図書館／光丘文庫デジタルアーカイブ

9. 【参考資料】 令和6年度ミライニ各施設利用状況

・ 令和6年度 酒田駅前観光案内所利用状況

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
案内	件数	1,007	1,133	1,527	950	1,394	1,260	1,406	1,170	550	575	451	819	12,242
	人数	1,408	1,634	2,298	1,344	1,985	1,711	2,004	1,657	717	764	628	1,125	17,275
外国人対応	件数	34	38	27	28	40	32	36	30	9	18	22	18	332
	人数	75	56	73	45	68	58	65	57	14	34	47	31	623
自転車貸出	件数	260	261	411	184	407	341	346	234	5			67	2,516
	台数	361	368	527	251	538	465	466	318	7			84	3,385

* 12月2日～3月18日まで観光自転車貸出し休止

・ 令和6年度 施設利用状況（ミライニ）

（1）酒田駅前駐車場

	台数(台)
出庫台数	164,434
1日平均	450

（2）研修室

[ミーティングルームチョウカイ・ミナト]

	件数(件)
チョウカイ	432
午前(9:00～13:00)	125
午後(13:00～17:00)	216
夜間(17:00～21:00)	91
ミナト	316
午前(9:00～13:00)	114
午後(13:00～17:00)	151
夜間(17:00～21:00)	51
合計	748

（3）ミライニ広場

	件数(件)
全面[ステージ含む]	30
午前(9:00～13:00)	9
午後(13:00～17:00)	13
夜間(17:00～21:00)	8
1区画	17
午前(9:00～13:00)	13
午後(13:00～17:00)	4
夜間(17:00～21:00)	0
2区画	8
午前(9:00～13:00)	4
午後(13:00～17:00)	4
夜間(17:00～21:00)	0
3区画	0
午前(9:00～13:00)	0
午後(13:00～17:00)	0
夜間(17:00～21:00)	0
5区画	0
午前(9:00～13:00)	0
午後(13:00～17:00)	0
夜間(17:00～21:00)	0
合計	55

○酒田市立図書館設置管理条例

(平成 17 年 11 月 1 日条例第 197 号)

改正 平成 21 年 9 月 18 日条例第 44 号 平成 24 年 3 月 19 日条例第 9 号
平成 28 年 12 月 15 日条例第 36 号 平成 31 年 3 月 19 日条例第 7 号
令和 2 年 2 月 28 日条例第 2 号 令和 2 年 6 月 19 日条例第 35 号
令和 3 年 3 月 18 日条例第 8 号 令和 4 年 12 月 12 日条例第 29 号
令和 5 年 2 月 27 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、酒田市立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 酒田市立中央図書館
- (2) 位置 酒田市幸町一丁目 10 番 1 号

2 酒田市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に次のとおり分館を置く。

名称	位置
八幡分館	酒田市観音寺字寺ノ下 41 番地
松山分館	酒田市字山田 20 番地の 1
ひらた図書センター	酒田市飛鳥字契約場 35 番地

(指定管理者による管理)

第 3 条 図書館(分館を含むものとする。以下同じ。)の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供する業務
- (2) 図書館の設置目的に資するための事業に関する業務
- (3) 第 13 条に規定する使用の制限、第 14 条に規定する使用の許可、第 15 条第 1 項に規定する使用許可の取消し及び第 17 条第 2 項に規定する原状回復義務の特例承認に関する業務
- (4) 図書館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 図書館の安全及び防犯の確保に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理及び運営に関して教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第 13 条、第 14 条、第 15 条第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第 5 条 指定管理者が図書館の管理を行う期間は、議会の議決を経て定める期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書面

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、使用対象者の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、図書館に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

名称	開館時間	備考
中央図書館	午前9時から 午後9時まで	ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)は、午後7時までとする。
八幡分館	午前9時30分から 午後6時30分まで	ただし、日曜日及び祝日は、午後5時までとする。
松山分館	午前9時30分から 午後5時まで	
ひらた図書センター	午前9時30分から 午後6時30分まで	ただし、日曜日及び祝日は、午後5時までとする。

- 2 ひらた図書センターの学習室の開館時間については、前項の規定にかかわらず、午前8時30分から午後9時30分までとする。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

名称	図書整理期間	年末年始	定期休館日
中央図書館	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	毎月第2水曜日及び第4水曜日とし、その日が祝日に当たるときは、教育委員会が別に定める日とする。
八幡分館	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3日曜日
松山分館	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3日曜日
ひらた図書センター	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3月曜日(ただし、その日が祝日に当たるときは、当該祝日以後の直近の祝日でない日とする。)

- 2 中央図書館において、教育委員会の定めるところにより前項の休館日においても、中央図書館の一部を開館することができる。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。

(使用の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料及び施設の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 図書館内の風紀秩序を乱し、又は騒がしい行為をした者
- (2) 危険物、動物その他これに類するものを携帯している者
- (3) 感染症疾患があると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、図書館の管理運営上支障があると認められる者

(使用の許可)

第14条 中央図書館の研修室(以下「研修室」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設若しくはその展示物等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、中央図書館の管理運営上支障があると認められるとき。
- 3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(使用許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、研修室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。

- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
 - (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
 - (5) 公益上必要があると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、中央図書館の管理運営上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第 6 号に該当する場合は、この限りでない。
- (使用権の譲渡等の禁止)

第 16 条 使用者は、研修室の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 17 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった図書館の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 使用者は、その使用が終わったとき、又は第 15 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第 18 条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 19 条 市長は、特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第 20 条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償義務)

第 21 条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により図書館の施設若しくは設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等で市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第 22 条 指定管理者又はその管理する図書館の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守し個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該図書館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以降最初に委嘱又は任命された委員の任期は第5条第3項の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

附 則(平成21年9月18日条例第44号)

この条例は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の酒田市区書館設置条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく酒田市区書館協議会の委員は、この条例による改正後の酒田市区書館設置条例の規定による酒田市区書館協議会の委員に委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による委員の残任期間とする。

附 則(平成28年12月15日条例第36号)

この条例は、平成29年2月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日条例第7号)抄

(施行期日)

- 第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 平成31年4月1日

(3) 第2条の規定 規則で定める日

(第2条の規定による改正に伴う経過措置)

- 第3条 第2条の規定の施行の日前において、当分の間、中央図書館については、別に教育委員会が定めるところにより、一部の施設を供用することができる。

- 2 第2条の規定の施行の日の前日において、同条の規定による改正前の酒田市区立図書館設置条例第5条の規定により委嘱又は任命された図書館協議会の委員である者の任期は、その日に満了する。

(第2条の規定の施行前の準備)

- 第4条 第2条の規定による改正後の酒田市区立図書館設置管理条例第6条の規定による指定の申請、第7条の規定による指定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和2年2月28日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月19日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月18日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月12日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月27日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条及び第2条の規定による改正前の酒田市立図書館設置管理条例(酒田市立光丘文庫に関するものに限る。)及び酒田市立資料館設置管理条例(以下「改正前の図書館設置管理条例等」という。)の規定により酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。改正前の図書館設置管理条例等に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づきその権限が酒田市教育委員会教育長に委任されている場合にあっては、酒田市教育委員会教育長。以下同じ。)がした処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に改正前の図書館設置管理条例等の規定により教育委員会に対してなされている申請、届出その他の行為は、第1条及び第2条の規定による改正後のそれらの条例の相当規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

別表(第18条関係)

区分	使用料					
	日曜日及び祝日			月曜日から土曜日まで(祝日を除く。)		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
研修室	1回につき 760円	1回につき 760円	1回につき 380円	1回につき 760円	1回につき 760円	1回につき 760円

備考

- 1 使用料は、1室についての額とする。
- 2 入場料(入場料とみなされるものを含む。)を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○酒田市立図書館設置管理条例施行規則

(平成 17 年 11 月 1 日教育委員会規則第 33 号)

改正 平成 21 年 3 月 30 日教育委員会規則第 12 号 平成 21 年 11 月 2 日教育委員会規則第 15 号
平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号 平成 28 年 3 月 31 日教育委員会規則第 14 号
平成 29 年 1 月 31 日教育委員会規則第 2 号 平成 30 年 2 月 19 日教育委員会規則第 1 号
平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号 平成 31 年 2 月 4 日教育委員会規則第 1 号
平成 31 年 3 月 22 日教育委員会規則第 6 号 令和 2 年 3 月 26 日教育委員会規則第 16 号
令和 3 年 3 月 19 日教育委員会規則第 17 号 令和 4 年 1 月 26 日教育委員会規則第 2 号
令和 4 年 6 月 30 日教育委員会規則第 8 号 令和 5 年 3 月 22 日教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、酒田市立図書館設置管理条例(平成 17 年条例第 197 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 酒田市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 3 条に定める事業を行う。

(指定管理者が行う業務)

第 3 条 条例第 3 条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合において、次条第 1 項中「館長その他必要な職員」とあるのは「法第 13 条第 2 項に規定する館長の業務を行う者その他必要な者」と、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 21 条第 2 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。この場合において、関係する様式について当該読替えを準用する。

(職員)

第 4 条 酒田市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に館長その他必要な職員を置く。

(職務)

第 5 条 館長は、中央図書館及び分館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け業務に従事する。

(使用の制限)

第 6 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料及び施設の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 図書館内の風紀秩序を乱し、又は騒がしい行為をした者
- (2) 危険物、動物その他これに類するものを携帯している者
- (3) 感染症疾患があると認められる者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、この規則及び職員の指示に従わない者

(個人の館外利用)

第 7 条 個人が、中央図書館及び分館から館外貸出しを受けることのできる資料は、1 人 10 点以内とする。この場合において、視聴覚資料は 5 点を超えることができない。

2 館外貸出の期間は、貸し出した日の翌日から 14 日間とする。

3 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、貸出期間を短縮し、又は延長することができる。

4 館長は、貸出期間内に当該貸出期間の延長の申出のあったものに対し、他の利用を妨げない限りにおいて、貸出期間の延長を 1 回することができる。この場合において、延長の期間は、申出のあった日の翌日から 14 日間を限度とする。

(個人の利用登録)

第8条 個人の図書館利用カードは、酒田市立図書館利用者登録申込書(様式第1号)により登録した者に交付するものとする。この場合において、当該登録を受けようとする者は、身分証明書、運転免許証、保険証等本人を確認するものを提示しなければならない。

2 個人の図書館利用カードの有効期間は、登録の日から3年とする。

3 個人の図書館利用カードを紛失したとき又は利用者登録申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(団体の館外利用)

第9条 団体が中央図書館及び分館から館外貸出しを受けることのできる資料は、1団体120点以内とする。

2 前項の場合において、雑誌及び視聴覚資料は、貸出しの対象としないものとする。

3 館外利用のできる期間は、貸し出した日の翌日から30日間とする。

(団体の登録)

第10条 団体の図書館利用カードは、酒田市立図書館団体利用登録申込書(様式第2号)により登録した団体に交付するものとする。この場合において、当該登録しようとする団体は、責任者を定め申し出なければならない。

2 図書館に登録できる団体は、市内の学校、官公庁、任意団体、会社等で、館長が適当と認めたものとする。

3 団体の図書館利用カードの有効期間は、登録の日から3年とする。

4 団体の図書館利用カードを紛失したとき又は団体登録申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(資料の貸出しの予約等)

第11条 図書館利用カードの交付を受けた個人又は団体は、中央図書館及び分館の資料の貸出しの予約をし、又は未所蔵の資料の要望(以下「リクエスト」という。)をすることができる。この場合において、予約又はリクエストができる資料は、個人にあつては5点以内、団体にあつては1団体10点以内とする。

2 資料の予約又はリクエストをしようとするときは、図書予約・リクエスト申込書(様式第3号)により申し込まなければならない。

3 前項の規定による資料の予約又はリクエスト予約については、酒田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年条例第41号)第3条第1項の規定による図書館が運営する電子情報処理組織又は館内に設置された専用電子計算機による申込みをもってこれに代えることができる。

(館内貸出し)

第12条 図書館から館内貸出しを受けることのできる資料は、1人10点以内とする。

2 資料の館内貸出しを受けようとする者は、図書館資料館内閲覧申込書(様式第4号)により館長に申し込まなければならない。

3 前項の場合において、中央図書館及び分館の資料については、図書館資料館内閲覧申込書を図書館利用カードの提示に読み替えることができるものとする。

(資料の複写)

第13条 資料の複写は著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項に規定する範囲とし、資料の複写を希望する者は図書館資料複写申込書(様式第5号)により館長に申し込まなければならない。

2 資料の複写に要する費用は、1枚当たりモノクロ10円、カラー50円(ただし、日本産業規格A列3番以下のものとし、用紙の両面に複写され、又は出力されたものである場合は、片面を1枚として算定する。)とし、申込者が負担するものとする。

3 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の費用を申込者に負担させないことができる。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は公共的団体がその業務に必要とする資料の複写
- (2) 前号に定めるもののほか、館長が特に申込者に負担させないことが必要と認める複写
(館外貸出しの制限)

第 14 条 参考図書、指定された郷土資料その他館長が特に指定した資料は、館外貸出しを行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず館長が特に必要があると認めるときは、貸出しをすることができる。この場合において、貸出しを受けようとする者は、資料館外利用許可申請書(様式第 6 号)を館長に提出しなければならない。

(貸出しの停止)

第 15 条 館長は、貸出期間経過後、なお資料を返却しない返却遅延者又は資料の管理に不都合があると認められる者に対し、一定期間貸出しを停止することができる。

(損害の賠償)

第 16 条 利用中の資料を紛失し、又は著しく汚損し、若しくは破損した者は、図書紛失破損届(様式第 7 号)を館長に届け出て、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

2 市長は、資料の紛失又は破損が、やむを得ない事故による場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(資料の寄贈及び寄託)

第 17 条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができるものとする。

2 図書館は、寄贈又は寄託を受けた資料を、所蔵する資料と同様の扱いをすることにより、一般の利用に供することができる。ただし、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と寄託者との間で当該寄託資料の取扱いについて別途取決めがある場合は、この限りでない。

3 図書館は、寄贈された資料が紛失し、又は汚損し、若しくは破損したことについてその責めを負わない。

(寄贈及び寄託の手続)

第 18 条 図書館に資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、教育委員会に寄贈(寄託)申込書(様式第 8 号)に寄贈(寄託)資料目録を添付して提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な資料の寄贈についてはこれを省略することができる。

2 教育委員会は、資料の寄託を受けようとする場合は、寄託者と資料寄託契約を締結し、寄託資料預り証(様式第 9 号)を寄託者に交付するものとする。

(使用許可申請)

第 19 条 条例第 14 条の規定により、中央図書館の研修室(以下「研修室」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、研修室使用許可申請書(様式第 10 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 20 条 教育委員会は、研修室の使用を許可したときは、申請者に対し、研修室使用許可書(様式第 11 号)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第 21 条 条例第 19 条の規定により、減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 本市が主催する事業で使用する場合 全額
- (2) 本市から事業の委託を受けたものが使用する場合(当該事業のために使用する場合に限り。) 全額
- (3) 本市が事務局を担う実行委員会又は外郭団体が事業で使用する場合 全額

- (4) 市内の保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学校又は専門学校が行う保育又は教育課程(部活動等を除く。)で使用する場合 全額
 - (5) 市内の放課後児童健全育成事業を行うものが当該事業で使用する場合 全額
 - (6) 本市が共催する事業で使用する場合 5割の額
 - (7) 市内の社会教育団体等が使用する場合 5割の額
 - (8) 市内の公共的団体等が生涯学習又は地域振興を目的として使用する場合 5割の額
 - (9) 行政機関又は公共的団体が地域住民の福祉を向上させる目的で使用する場合 5割の額
- 2 前項(第1号を除く。)の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、事前に研修室使用料減免申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第22条 第20条の規定により研修室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)又は図書館に入館した者は、教育委員会の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (2) 建物その他の物件を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 承認を得ないで施設の変更及び備品の使用をしないこと。
- (4) 承認を得ないで酒類を飲用しないこと。
- (5) 特に承認を受けたもののほか、館構内での物品の販売又は金品の寄附募集等の行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(使用後の引渡し)

第23条 使用者は、研修室の使用を終えたときは、使用した設備等の整理、研修室内外の清掃を行い、消灯及び戸締り等について十分に点検し、教育委員会に引き渡さなければならない。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の酒田市立図書館運営規則(昭和39年酒田市教育委員会規則第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月30日教育委員会規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月2日教育委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 31 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 19 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 4 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日教育委員会規則第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項の改正規定は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

(酒田市ひらた図書センター管理運営規則の廃止)

- 2 酒田市ひらた図書センター管理運営規則(平成 17 年教育委員会規則第 35 号)は、廃止する。

附 則(令和 2 年 3 月 26 日教育委員会規則第 16 号)

この規則中様式第 1 号及び様式第 3 号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 19 日教育委員会規則第 17 号)

この規則は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の次に 5 条を加える改正規定(第 22 条及び第 23 条に係る部分に限る。)は、令和 4 年 5 月 5 日から施行する。

附 則(令和 4 年 6 月 30 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 22 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年度
図書館の概要

令和7年（2025年）6月
発行 酒田市立図書館